

区分	記載内容（方向性・対策等）
<p>世界文化遺産富士山 ヴィジョン</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「ひとつの存在 (an entity)」としての管理 <u>25の構成資産</u>を「<u>ひとつの存在 (an entity)</u>」として捉え、構成資産相互のつながりを明確化するとともに、2つの展望地点から富士山に対する良好な展望景観を維持するなど、<u>一体的な管理</u>を実施 ○ 「ひとつの文化的景観 (a cultural landscape)」としての管理 地域社会の生活・生業や観光・レクリエーションに対する社会的要請と、顕著な普遍的価値を成す「神聖さ」・「美しさ」の維持とを融合させ、構成資産のみならず<u>緩衝地帯も含めた全体</u>を「<u>ひとつの文化的景観 (a cultural landscape)</u>」として捉える観点から、<u>両者の相反する課題を調和的に解決</u> ○ 地域社会（コミュニティ）の役割 <u>地域社会全体</u>が<u>保存・活用に積極的に参画・貢献</u>することを通じて、管理の方法・体系を運営可能な状態とする
<p>下方斜面における 巡礼路の特定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世界遺産センターを中心とした<u>調査・研究体制の確立・充実</u>を図り、<u>構成資産間のつながりを明確化</u> ・ 計画的・段階的に<u>成果を情報提供戦略へ反映</u>させるとともに、学校教育と連携した学習講座の実施や博物館・美術館等による企画展等を開催
<p>来訪者管理戦略</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 来訪者管理の方法（ユネスコ世界遺産管理マニュアルや海外の国立公園の先進事例を参考に実施） <ul style="list-style-type: none"> ・ 「上方（五合目以上）の登山道の収容力」（登山者数）に着目しつつ、<u>来訪者管理の目標</u>として「<u>望ましい富士登山の在り方</u>」を定義 ・ <u>平成27年から平成29年の3年間、収容力を中心とした調査研究</u>を実施し、<u>平成30年7月までに、登山者数を含め</u>、①登山の文化的伝統の継続、②展望景観の維持、③登山の安全性と快適性の確保の視点に基づく<u>複数の指標と指標ごとの望ましい水準を設定</u> ・ 「望ましい富士登山のあり方」の実現に向けた<u>施策を実施</u>するとともに、<u>結果をモニタリング</u>し、見直しを図る ○ 施策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 登山者の<u>平準化</u>や<u>安全確保</u>のための施策等を実施するとともに、<u>周辺観光地も含めた山麓の構成資産等への誘導・周遊</u>を推進
<p>上方の登山道等の 総合的な保全手法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>来訪者管理戦略で定めた施策を確実に実施</u>し、登山者がもたらす登山道への影響を抑制 ・ 登山道、山小屋及びトラクター道の<u>3者の総合的な保存管理</u>を推進 ・ <u>登山道パトロール</u>を通じた点検及び<u>現地材料等</u>を活用した<u>維持補修</u>の実施、<u>人工構造物・山小屋の整備</u>等は<u>景観等に配慮した材料・工法</u>を選択
<p>情報提供戦略 (Interpretation Strategy)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>世界遺産センターを中心とした調査・研究成果の系統的な蓄積と公開活用</u>の推進 ・ <u>顕著な普遍的価値</u>に関する情報提供を行うとともに、<u>富士山の保全や安全登山</u>に必要な情報提供を実施
<p>危機管理戦略</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種防災計画等に基づく対策を推進するとともに、「<u>富士山火山広域避難計画</u>」に<u>登山者への伝達方法や避難ルート等の検討結果を反映</u> ・ 「文化庁防災業務計画」等に基づき、<u>山麓の構成資産</u>における<u>建造物の災害予防、復旧及び入場者の安全対策</u>を実施
<p>開発の制御</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>建築物等の大きさ（規模）及び位置</u>などの行為規制が比較的緩やかな区域における<u>行政手続を充実</u>。特に厳格な開発の制御が必要とされた<u>富士五湖の湖岸等の区域</u>における開発行為の事前把握や指導・助言等を行えるよう<u>行政手続を強化</u> ・ 個別に改善等が必要な事項は、即効的対策の着実な推進と抜本的対策を計画的に実施（忍野八海、白糸ノ滝、吉田口五合目、三保松原など）
<p>経過観察指標 (monitoring indicators) の拡充・強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資産への負の影響を把握するとともに、各種戦略の効果を評価・見直しするため、<u>観察指標を拡充・強化</u> ・ 2つの主要な展望地点である本栖湖北西岸の中ノ倉峠及び三保松原に加え、<u>34ヶ所</u>を<u>新たな展望景観の観測地点</u>として追加